

株 主 各 位

兵庫県姫路市南町1番地

株 式 会 社 **山 陽 百 貨 店**

代表取締役社長 高 野 勝

第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年5月23日（木曜日）午後7時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年5月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県姫路市西駅前町88番地 キャスパ7階
姫路キャスパホール

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第90期（2018年3月1日から2019年2月28日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|-------|--------------------|
| 第1号議案 | 取締役7名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 役員賞与支給の件 |
| 第4号議案 | 取締役及び監査役の報酬等の額改定の件 |

以 上

-
- （ 1. 当日ご出席の際には、お手数ですが、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sanyo-dp.co.jp/>）において修正後の事項を掲載することによってお知らせいたします。 ）

事 業 報 告

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における国内経済は、国の各種政策の効果もあり、雇用・所得環境や企業収益に改善傾向がみられるなど、景気は緩やかな回復基調が続きましたが、海外経済の動向と政策に関する不確実性や金融市場変動の影響への懸念があり、景気は下振れするリスクを抱えたまま推移いたしました。

百貨店業界におきましては、都市圏では好調なインバウンド購買の恩恵もあり、引き続き売上が回復基調となっておりますが、地方圏はインバウンドの恩恵もほとんどなく、豪雨や台風等の深刻な影響を受けるなど、依然として厳しい商況が続いております。

このような状況の中、当社グループは中期3ヶ年経営計画の2年目を迎え、そのビジョンに掲げる「日本一生き生きとした百貨店」の実現に向け、各種営業施策について、取り組みを一層強化してまいりました。

営業面では、播磨地域において揺るぎない地位を確立し、お客さまから末永くご支持いただける店舗づくりをめざすべく、引き続き、商品力の強化と店舗環境の整備に注力してまいりました。具体的な取り組みといたしましては、紳士服売場に、ラグジュアリーな素材と細部にまでこだわった上質で洗練された紳士服を展開する「ランバンコレクション」を、婦人服売場には「モラビト」や「ピンクハウス」、「ブルーレーベル・クレストブリッジ」等の人気ショップを、また、食料品売場に近江の老舗創作和菓子店「叶 匠壽庵」や洋菓子店「シーキューブ」、さらに、和惣菜店「日本のさらだ いとはん」をそれぞれ新たに導入し、姫路商圈随一の品揃え強化に努めました。催し会場におきましては、開店65周年特別企画として、全国有数の刺しゅう愛好者団体による「戸塚刺しゅう展」や、女優・日本画家として幅広く活躍する「あいはら友子 赤富士絵画展」をそれぞれ初開催し多数のお客さまにご来場いただきました。また、美術催事といたしましては、華やかな黄金の名品を展観した「山陽の黄金展」や、日本藝術院会員画家「西田俊英 日本画展」の初個展に加え、世界的に活躍する現代アーティスト小松美羽ライブペインティングなど、いずれも多くのお客さまから好評を得ることができました。そのほか、店外催事におきましては、普段取り扱いのないラグジュアリーブランドの特別販売会を実施するなど、姫路地区における絶対的優位性の確立に努めました。

一方、経費面におきましては、広告宣伝費の効率的な運用に加え、引き続き水道光熱費や販売・事務用品費の低減を図るなど、限られた経営資源のなかで効率

的な運用に努めました。

当連結会計年度における商品別販売状況は、昨年2月末の競合店閉店に伴う新たなお客さま獲得のため、魅力ある売場づくりとサービス力の強化に注力した結果、全般的に好調に推移いたしました。衣料品におきましては、子供服や呉服の不振があったものの、主力の婦人服や改装効果の続く紳士服がともに順調に売上を伸ばし、身回品におきましても、靴下や帽子等の婦人雑貨小物や婦人靴・ハンドバッグが好調に推移し、それぞれ前年を上回りました。家庭用品におきましては、食器の苦戦がありましたが、台所用品やインテリア用品が堅調となり、食料品におきましても、お中元・お歳暮のシーズンギフトの好調に加え、和洋菓子や物産展などの食品催事も堅調に推移したことで、前年を上回りました。雑貨におきましては、固定客づくりの成果により大きく売上を伸ばした化粧品や、外販が好調な時計宝飾品が牽引したことでそれぞれ前年を上回りました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、豪雨や台風による営業時間の短縮や臨時休業による営業機会の損失もありましたが、化粧品や婦人・紳士衣料が年間を通じて好調に推移したこと、さらにシーズンギフトが大幅に伸張したことなどにより、20,277百万円（前連結会計年度比105.7%）となり、営業利益は294百万円（前連結会計年度比389.3%）、経常利益は360百万円（前連結会計年度比261.5%）、親会社株主に帰属する当期純利益は261百万円（前連結会計年度比247.4%）と、いずれも前年を大きく上回る結果となりました。なお、配当につきましては、次年度以降も消費税増税等一段と厳しい経営環境が予想されることを踏まえ、有利子負債の返済及び自己資本の充実を最優先にいたしたく、誠に遺憾ではございますが、見送ることとさせていただきたいと存じます。今後も当社グループは、財務体質の健全化と業績の安定に向け全力を傾注し、地域における当社グループの存在価値を高めてまいり所存でございます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

商品別売上高

商 品 別	金 額	構 成 比	前連結会計年度比
	百万円	%	%
衣 料 品	6,609	32.6	105.4
身 回 品	1,316	6.5	100.3
家 庭 用 品	905	4.5	105.9
食 料 品	6,763	33.3	105.1
雑 貨	3,611	17.8	108.8
そ の 他	1,069	5.3	107.3
合 計	20,277	100.0	105.7

- (注) 1. 当社グループは百貨店業単一セグメントのため、セグメントに代え商品別売上高での比較・分析を行っております。
2. 当連結会計年度より売上高の表示方法の変更を行っており、前連結会計年度比につきましては、前連結会計年度の遡及修正後の数値にて比較しております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は74百万円であり、その主なものは、婦人服・雑貨売場を中心とした店舗改装工事であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、運転資金に充当するため、金融機関から所要の借入を行いました。

(4) 対処すべき課題

今後の流通業の情勢は、本年10月に予定されている消費税増税により、緩やかな回復基調が続く景気を後退させ、個人消費にも少なからず影響が出ることが懸念されます。また、大都市圏で好調が続いていたインバウンド購買にも一部陰りがみられるなど、今後も厳しい商環境が続いていくものと予想されます。

このような状況の中、当社グループは2017年度からスタートした中期経営計画の最終年度にあたる本年、その骨子となる「接客の質の向上」「私のお客さまづくり推進」「利益率向上」の目標達成状況を部門ごとに検証し、未達成の施策を集中的に再チャレンジすることで、当社グループが地域における絶対的な地位をもつ百貨店としてお客さまから支持され、また、安定して利益を創出できる財務基盤をもつ新山陽百貨店を実現することをめざしてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後もなお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第87期 (2016年2月期)	第88期 (2017年2月期)	第89期 (2018年2月期)	第90期(当連結会計年度) (2019年2月期)
売上高 (千円)	19,612,843	19,248,202	19,185,239	20,277,943
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	68,957	96,608	105,654	261,376
1株当たり当期純利益 (円)	85.89	120.35	131.63	325.74
総 資 産 (千円)	14,174,342	14,075,708	13,972,777	13,979,331
純 資 産 (千円)	1,658,611	1,760,709	1,866,392	2,115,968

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

2. 当連結会計年度（第90期）より売上高の表示方法の変更を行っております。第89期の売上高につきましては比較のため、遡及修正後の数値を記載しておりますが、第88期以前につきましては、従来どおりの売上高の表示方法で記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第87期 (2016年2月期)	第88期 (2017年2月期)	第89期 (2018年2月期)	第90期(当事業年度) (2019年2月期)
売上高 (千円)	19,574,253	19,213,472	19,153,370	20,252,930
当期純利益 (千円)	56,265	80,348	103,147	251,223
1株当たり当期純利益 (円)	70.08	100.09	128.51	313.09
総 資 産 (千円)	11,799,125	11,509,687	11,273,611	11,057,552
純 資 産 (千円)	1,474,691	1,563,864	1,673,379	1,912,854

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数を用いて算出しております。

2. 当事業年度（第90期）より売上高の表示方法の変更を行っております。第89期の売上高につきましては比較のため、遡及修正後の数値を記載しておりますが、第88期以前につきましては、従来どおりの売上高の表示方法で記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（2019年2月28日現在）

① 親会社との関係

会 社 名	資 本 金	親 会 社 の 議 決 権 比 率	関 係 内 容
山陽電気鉄道株式会社	千円 10,090,290	% 52.8	(イ)同社の役員5名が当社役員を兼任している。 (ロ)同社から事業用土地・建物を賃借し、当社から建物を賃貸している。 (ハ)同社から運転資金の借入を行っている。 (ニ)同社から債務保証を受けている。 (ホ)同社へ物品販売等を行っている。

(注) 当社と親会社である山陽電気鉄道株式会社との主な取引は、事業用土地・建物の賃貸借及び運転資金の借入に関する金銭消費貸借取引であります。土地・建物の賃貸借については、地価の変動や近隣の取引実勢に基づき、契約により賃貸借料を決定しており、また、金銭消費貸借については、市場金利を勘案して利息を決定しております。これら親会社との取引が、いずれも公正かつ適切な取引水準で実施されていることから、当社取締役会は、親会社との取引が当社グループの利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 な 事 業 内 容
株式会社 山陽友の会	千円 20,000	% 100.0	同社の会員に対する当社の商品販売並びに役務提供の取次に関する業務
山陽デリバリーサービス株式会社	千円 10,000	% 100.0	自動車運送業

③ その他

当社の子会社は上記②の2社であり、いずれも連結対象としております。また、関連会社は1社であり、持分法を適用しております。

(7) 主要な事業内容（2019年2月28日現在）

当社グループは、百貨店業を営んでおります。

(8) 主要な事業所（2019年2月28日現在）

名 称	所 在 地
当社本社・本店	兵庫県姫路市南町1番地
山陽デリバリーサービス株式会社本社・配送センター	兵庫県姫路市阿保字長瀬甲502番3

(9) 従業員の状況（2019年2月28日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
302名	5名増加

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員188名（期中平均人員）は含んでおりません。
2. 当社グループは百貨店業単一セグメントのため、セグメント別の記載はしていません。

② 当社の従業員の状況

従業員数		前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男性	76名	5名増加	49.9才	20.1年
女性	182名	2名増加	44.2才	12.2年
合計	258名	7名増加	45.9才	14.6年

- (注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員178名（期中平均人員）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先（2019年2月28日現在）

借入先	借入額
	百万円
山陽電気鉄道株式会社	1,900
株式会社三井住友銀行	830
播州信用金庫	830

2. 会社の株式に関する事項（2019年2月28日現在）

(1) 発行可能株式総数 2,000,000株

(2) 発行済株式の総数 810,000株

(3) 株 主 数 561名

(4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	百株	%
山 陽 電 気 鉄 道 株 式 会 社	4,173	52.0
神 姫 バ ス 株 式 会 社	1,901	23.7
内 海 欣 子	200	2.5
渡 邊 定 雄	187	2.3
山 陽 百 貨 店 従 業 員 持 株 会	94	1.2
株 式 会 社 山 陽 フ レ ン ズ	80	1.0
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	60	0.7
鹿 島 建 設 株 式 会 社	54	0.7
関 電 不 動 産 開 発 株 式 会 社	54	0.7
株 式 会 社 み な と 銀 行	37	0.5

- (注) 1. 当社は自己株式7,683株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2019年2月28日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高 野 勝	
取 締 役	上 門 一 裕	山陽電気鉄道株式会社 代表取締役社長 神姫バス株式会社 社外取締役
取 締 役	長 尾 真	神姫バス株式会社 代表取締役社長 山陽電気鉄道株式会社 社外取締役
取 締 役	坪 田 一 夫	神姫バス株式会社 常務取締役
取 締 役	森 本 一 弘	山陽電気鉄道株式会社 取締役 株式会社山陽フレンズ 代表取締役社長 株式会社山陽アド 代表取締役社長 株式会社山陽エージェンシー 代表取締役社長
取 締 役	大 和 良 一	営業統括部長
取 締 役	三 浦 修 一	業務統括部長
監 査 役 (常勤)	松 岡 勲	
監 査 役	大 野 峰 雄	山陽電気鉄道株式会社 監査役(常勤)
監 査 役	荒 木 素 直	山陽電気鉄道株式会社 常務取締役 経営統括本部副本部長兼ゼネラルマネージャー
監 査 役	岩 崎 和 文	岩崎公認会計士・税理士事務所 代表 虹技株式会社 社外取締役 多木化学株式会社 社外監査役

(注) 1. 当事業年度中の取締役の異動

- ① 2018年5月22日開催の第89回定時株主総会において、三浦修一氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
- ② 同日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって、取締役岩野 誠氏及び取締役川角秀樹氏は任期満了により退任いたしました。
2. 取締役のうち、坪田一夫氏は社外取締役であります。
3. 監査役のうち、松岡 勲氏及び岩崎和文氏は社外監査役であります。
4. 監査役の岩崎和文氏は、公認会計士の資格を有しており財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。
5. 当社は監査役松岡 勲氏及び岩崎和文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取 締 役	5 名	23,364 千円
監 査 役	2 名	2,400 千円

- (注) 1. 上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役の使用人分給与17,784千円を支払っております。
2. 上記取締役の報酬等の額には、第90回定時株主総会において決議予定の役員賞与4,113千円を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	他の法人等の重要な兼職の状況
取 締 役	坪 田 一 夫	神姫バス株式会社 常務取締役
監 査 役	松 岡 勲	該当事項はありません。
監 査 役	岩 崎 和 文	岩崎公認会計士・税理士事務所 代表 虹技株式会社 社外取締役 多木化学株式会社 社外監査役

- (注) 1. 当社は神姫バス株式会社との間に事業用建物賃貸借取引及び物品販売取引等があります。
2. 岩崎和文氏の兼職先と当社との間にはいずれも特別な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	坪 田 一 夫	当事業年度において開催された取締役会8回のうちすべてに出席し、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、中立的な立場により取締役会の意思決定に必要な助言・提言を適宜行っております。
監査役	松 岡 勲	当事業年度において開催された取締役会8回のうちすべてに出席し、議案の審議等について必要な発言を適宜行っております。また、監査役会8回のうちすべてに出席し、監査について必要な発言を適宜行っております。
監査役	岩 崎 和 文	当事業年度において開催された取締役会8回のうちすべてに出席し、議案の審議等について必要な発言を適宜行っております。また、監査役会8回のうちすべてに出席し、監査について必要な発言を適宜行っております。

③ 社外役員の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役	0名	一 千円
監査役	2名	2,400千円

(注) 当社は上記②の社外取締役1名が在任しておりますが、報酬等を支払っておりません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と岩崎和文氏は、会社法第427条第1項並びに当社定款第33条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 19,260 千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分もできませんので、報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制を下記のとおり決定しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社（以下、「グループ会社」という。）から成る企業集団（以下、「当社グループ」という。）は、「倫理行動基準」「倫理遵守マニュアル」を制定するとともに、委員長を社長、各部門長及びグループ会社の代表者を委員としたコンプライアンス委員会を設置し、法令遵守への取り組みの実効性を確保しています。また、委員会で審議された方針は、常務会に報告されるとともに各部門長及びグループ会社の代表者で共有化され、業務活動における指針として活用されています。さらに、「社内通報制度（サンヨーヘルプライン）」を設置し、法令違反の未然防止とコンプライアンス体制の充実を図っております。

監査役は、法令に定められた取締役会への出席とともに、常勤取締役により構成される常務会、その他重要な会議等に出席し、有効な意見を述べる体制をとっております。また、監査役と会計監査人との情報の共有化を図り、適正な監査を行うよう努めております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る重要な書類については、法令及び社内規程に従い、適切に保存及び保管を行っており、取締役及び監査役からの閲覧の要請に備えております。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社グループは、リスクに対処するため「危機管理マニュアル」を策定し、緊急時の社内体制を整備しております。また、「リスクマネジメント委員会」を設置し、会社に想定されるリスクの洗い出しと未然防止に努めるとともに、万一、リスクが顕在化した場合の損失を最小に抑えるための対応をあらかじめ手当てすることを目的として、各部門及びグループ会社のリスク管理体制と運用を推進しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役の職務権限を定め、取締役の職務の効率化を図っているとともに必要最少の人員数で運営され、経営に関する重要事項の決定、承認並びに報告を行っております。常務会は毎月の定例会議に加えて必要に応じ適宜開催されており、取締役会から権限を委譲された事項の決定及び取締役会決議事項の予審を行っております。

また、当社は、グループ会社の事業内容や規模等を勘案し、指揮命令系統、権限及び意思決定、その他組織に関する基準を定め、グループ会社にこれに準じた体制を構築させることにより、グループ会社の経営の適正化及び効率化を図っております。

⑤ 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社においては、経営企画担当がグループ会社を統括し、業務報告を受けるとともに、業務の指導及び助言を行っております。また、業務組織からの独立性を持たせた監査室が、当社及びグループ各社の日常・決算業務について検証を行うとともに指導を行っております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役から請求があった場合または必要に応じて、監査役の業務補助のためのスタッフを置くものとし、その場合、当該スタッフはその業務を遂行するに当たっては監査役の指揮命令にのみ従うものとしております。なお、その人事については、あらかじめ監査役会の同意を得るものとしております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は、直ちに監査役に報告するものとしております。また、取締役は監査役に対し、定期的に「サンヨーヘルプライン」の通報状況とその内容を報告するものとしております。監査役は取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を正確に把握するため、常務会やその他の重要な会議に出席するとともに、当社及びグループ会社の稟議書やその他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役または使用人からその説明を求めることができるものとしております。なお、当社は、監査役に報告を行った当社グループの取締役または使用人が当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底を図っております。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、監査役会で決議した監査の方針等に基づき、取締役会及び常務会等重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、当社及びグループ会社の取締役会議事録、稟議書等の重要書類並びに帳簿類を閲覧し、都度、担当者から説明、意見を求めています。

また、監査役職務の執行に関して生じた費用または債務については、監査役請求に基づき担当部門で審議のうえ、適宜適切に処理するものとしております。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社グループは、反社会的勢力とは取引を含めて一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不法・不当な要求に対しては組織全体で毅然とした態度でこれに対抗し、排除することを方針としております。

当社グループは、企業倫理に関しての社内規程である「倫理行動基準」のなかで、反社会的な個人・団体からの特殊取引、金銭などの要求に対しては、断固これを拒絶し、また、反社会的勢力と取引のある個人・団体と取引することも禁止しております。万一、反社会的勢力から何らかの接触を受けた場合は、対応統括部署において、所轄警察署や顧問弁護士との連携のもと、すみやかに対処できる体制を整備しております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役職務の執行につきましては、取締役会にて経営に関する重要事項の決定、承認並びに報告を行っており、そのなかで、社外取締役は経営から独立的な立場で意思決定に必要な助言・提言を行い、監査役は取締役会の決議並びに取締役及び使用人の業務執行状況を、法令及び定款に対する適法性等の観点から監督を行っております。

監査役監査体制につきましては、あらかじめ定めた監査計画に従って、常勤監査役が社内の重要資料の閲覧や各部門責任者への聞き取り調査を行うとともに、内部監査担当者から監査の状況に関する報告を受けております。また、監査役会のなかで、常勤監査役からこれら日常業務で得られた監査に関する情報が報告され、その場で議論並びに意見交換を行っております。

コンプライアンスの取り組みにつきましては、コンプライアンス委員会のなかで、コンプライアンスに関する教育・啓蒙活動を実施し、当社グループ全体の役職者へのコンプライアンスに関する知識の周知徹底、意識の浸透を図るとともに、社内通報制度の運用状況についての報告を行っております。また、リスクマネジメント委員会において、公正取引・個人情報保護などの会社に損害を及ぼすおそれのある事案の共有化とその予防策を講じることで、業務執行に関する各リスクへの対応を検討いたしました。

(注) 本事業報告では、記載金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2019年2月28日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	4,263,279	流 動 負 債	7,635,498
現 金 及 び 預 金	2,355,649	支払手形及び買掛金	1,830,618
受取手形及び売掛金	696,365	1年内返済予定の長期借入金	1,160,000
商 品	1,001,447	未 払 金	310,663
貯 蔵 品	7,260	未 払 法 人 税 等	110,373
繰 延 税 金 資 産	58,215	未 払 消 費 税 等	73,552
そ の 他	144,413	前 受 金	2,593,158
貸 倒 引 当 金	△71	賞 与 引 当 金	17,565
固 定 資 産	9,716,052	役 員 賞 与 引 当 金	4,113
有形固定資産	8,260,662	商品券回収損引当金	228,700
建物及び構築物	3,326,920	商 品 券	1,157,027
土 地	4,728,140	そ の 他	149,728
そ の 他	205,600	固 定 負 債	4,227,864
無形固定資産	127,310	長 期 借 入 金	3,830,000
投資その他の資産	1,328,079	繰 延 税 金 負 債	8,835
投資有価証券	836,907	退職給付に係る負債	327,849
繰 延 税 金 資 産	11,668	そ の 他	61,179
差 入 保 証 金	424,020	負 債 合 計	11,863,363
そ の 他	71,475	(純 資 産 の 部)	
貸 倒 引 当 金	△15,993	株 主 資 本	2,149,490
		資 本 金	405,000
		資 本 剩 余 金	7,554
		利 益 剩 余 金	1,753,326
		自 己 株 式	△16,391
		その他の包括利益累計額	△33,522
		その他有価証券評価差額金	21,623
		退職給付に係る調整累計額	△55,146
		純 資 産 合 計	2,115,968
資 産 合 計	13,979,331	負 債 純 資 産 合 計	13,979,331

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高		20,277,943
売 上 原 価		15,994,812
売 上 総 利 益		4,283,131
販売費及び一般管理費		3,988,968
営 業 利 益		294,162
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	4,136	
そ の 他 収 益	160,399	164,536
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,853	
そ の 他 費 用	83,594	98,448
経 常 利 益		360,251
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	11,570	11,570
税金等調整前当期純利益		348,680
法人税、住民税及び事業税	116,200	
法 人 税 等 調 整 額	△28,896	87,303
当 期 純 利 益		261,376
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		261,376

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	405,000	7,554	1,491,950	△15,652	1,888,852
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			261,376		261,376
自 己 株 式 の 取 得				△738	△738
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	261,376	△738	260,638
当 期 末 残 高	405,000	7,554	1,753,326	△16,391	2,149,490

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	33,419	△55,879	△22,460	1,866,392
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				261,376
自 己 株 式 の 取 得				△738
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△11,795	733	△11,062	△11,062
当 期 変 動 額 合 計	△11,795	733	△11,062	249,576
当 期 末 残 高	21,623	△55,146	△33,522	2,115,968

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数 2 社

連結子会社の名称 株式会社 山陽友の会
 山陽デリバリーサービス株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び名称

持分法適用会社の数 1 社

持分法適用会社の名称 姫路再開発ビル株式会社

2. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）…定額法

無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

商品券回収損引当金……………負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を引当金として計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債の計上基準…

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用については、その発生時に一括損益処理することとしております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(6) 消費税等の会計処理……税抜方式によっております。

(7) 追加情報

(表示方法の変更)

当連結会計年度より、従来、「営業外収益」の「その他収益」に表示しておりましたテナント賃貸料及び催事手数料を「売上高」に、また、「営業外収益」の「その他収益」に表示しておりましたテナント賃貸にかかる共益費につきましては「販売費及び一般管理費」より控除して表示しております。

この変更は、新組織体制の移行にともない運営体制の強化と効率化を図るため、管理方法の見直しにより、実態を適切に表示するために変更を行うものであります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	11,440,376千円
----------------	--------------

(2) 供託資産

投資有価証券	702,891千円
--------	-----------

(注) 割賦販売法に基づいて供託しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数 普通株式 810,000株

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については預金及び安全性の高い金融資産に限定し、資金調達については銀行等からの借入により行っております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うことにより、低減を図っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に設備投資に係る資金調達であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:千円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時 価(※)	差 額
①現金及び預金	2,355,649	2,355,649	—
②受取手形及び売掛金	696,365	696,365	—
③有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	802,264	802,264	—
④支払手形及び買掛金	(1,830,618)	(1,830,618)	—
⑤長期借入金(1年内返済予定を含む)	(4,990,000)	(4,990,132)	132

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

①現金及び預金、並びに②受取手形及び売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券については取引金融機関等から提示された価格によっております。

④支払手形及び買掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額34,643千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

差入保証金(連結貸借対照表計上額424,020千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,637円32銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 325円74銭 |

貸 借 対 照 表

(2019年2月28日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2, 526, 732	流 動 負 債	5, 008, 916
現 金 及 び 預 金	405, 726	支 払 手 形	68, 303
受 取 手 形	7, 796	買 掛 金	1, 759, 318
売 掛 金	688, 569	1年内返済予定の長期借入金	1, 160, 000
商 品	1, 001, 447	未 払 金	306, 788
貯 蔵 品	7, 260	未 払 法 人 税 等	108, 070
関係会社短期貸付金	282, 000	未 払 消 費 税 等	65, 392
繰 延 税 金 資 産	57, 930	預 り 金	145, 696
そ の 他	76, 103	賞 与 引 当 金	16, 800
貸 倒 引 当 金	△100	役 員 賞 与 引 当 金	4, 113
固 定 資 産	8, 530, 820	商 品 回 収 損 引 当 金	189, 000
有 形 固 定 資 産	7, 799, 931	商 品 券	1, 157, 027
建 物	3, 301, 246	そ の 他	28, 405
構 築 物	21, 636	固 定 負 債	4, 135, 781
器 具 及 び 備 品	205, 597	長 期 借 入 金	1, 930, 000
土 地	4, 271, 450	関係会社長期借入金	1, 900, 000
無 形 固 定 資 産	126, 743	繰 延 税 金 負 債	8, 835
借 地 権	110, 612	退 職 給 付 引 当 金	235, 767
そ の 他	16, 131	預 り 保 証 金	16, 321
投資その他の資産	604, 144	資 産 除 去 債 務	40, 354
投 資 有 価 証 券	103, 532	そ の 他	4, 504
関 係 会 社 株 式	45, 000	負 債 合 計	9, 144, 698
差 入 保 証 金	401, 580	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	70, 025	株 主 資 本	1, 892, 817
貸 倒 引 当 金	△15, 993	資 本 金	405, 000
		資 本 剰 余 金	7, 554
		資 本 準 備 金	7, 554
		利 益 剰 余 金	1, 496, 653
		利 益 準 備 金	101, 250
		そ の 他 利 益 剰 余 金	1, 395, 403
		別 途 積 立 金	96, 000
		繰 越 利 益 剰 余 金	1, 299, 403
		自 己 株 式	△16, 391
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	20, 037
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	20, 037
資 産 合 計	11, 057, 552	純 資 産 合 計	1, 912, 854
		負 債 純 資 産 合 計	11, 057, 552

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位:千円)

科 目	金	額
売 上 高		20,252,930
売 上 原 価		15,995,668
売 上 総 利 益		4,257,261
販売費及び一般管理費		3,977,928
営 業 利 益		279,332
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	3,723	
そ の 他 収 益	144,132	147,855
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,614	
そ の 他 費 用	68,252	83,866
経 常 利 益		343,321
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	11,570	11,570
税 引 前 当 期 純 利 益		331,750
法人税、住民税及び事業税	111,000	
法 人 税 等 調 整 額	△30,473	80,526
当 期 純 利 益		251,223

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年3月1日から
2019年2月28日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 金 剰 余 金	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 金 準 備 金	利 益 金 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 金 剰 余 金 計		
				別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	405,000	7,554	101,250	96,000	1,048,180	1,245,430	△15,652	1,642,332
当 期 変 動 額								
当 期 純 利 益					251,223	251,223		251,223
自 己 株 式 の 取 得							△738	△738
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	251,223	251,223	△738	250,485
当 期 末 残 高	405,000	7,554	101,250	96,000	1,229,403	1,496,653	△16,391	1,892,817

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	31,047	31,047	1,673,379
当 期 変 動 額			
当 期 純 利 益			251,223
自 己 株 式 の 取 得			△738
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△11,009	△11,009	△11,009
当 期 変 動 額 合 計	△11,009	△11,009	239,475
当 期 末 残 高	20,037	20,037	1,912,854

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……………売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）…定額法

無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る資産については、自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における見込額に基づき、退職給付債務額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用については、その発生時に一括損益処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

商品券回収損引当金……………負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を引当金として計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理……

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(6) 消費税等の会計処理……税抜方式によっております。

(7) 追加情報

(表示方法の変更)

当事業年度より、従来、「営業外収益」の「その他収益」に表示しておりましたテナント賃貸料及び催事手数料を「売上高」に、また、「営業外収益」の「その他収益」に表示しておりましたテナント賃貸にかかる共益費につきましては「販売費及び一般管理費」より控除して表示しております。

この変更は、新組織体制の移行にともない運営体制の強化と効率化を図るため、管理方法の見直しにより、実態を適切に表示するために変更を行うものであります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	11,368,897千円
----------------	--------------

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	329,552 千円
長期金銭債権	345,330 千円
短期金銭債務	18,734 千円
長期金銭債務	1,907,130 千円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	73,101 千円
営業費用	1,134,293 千円
営業取引以外の取引高	16,084 千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

(単位:株)

株 式 の 種 類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普 通 株 式	7,437	246	—	7,683

(注) 自己株式の増加246株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

5. 税効果に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業所税及び商品券回収損引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

属 性	会社等の名称	議 決 権 等 の所有(被 所有)割合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
			役員 の兼任等	事業上 の関係				
親会社	山陽電気鉄道 株 式 会 社	(被所有) 52.8	兼任 5 名	営業用 設備の 賃借・ 運転資 金の借 入等	土地・建物 の賃借	159,026	差入保証 金	29,742
					—	—	関 係 会 社 長期借入金	1,900,000
					利息の支払	3,229	前払費用	814
					被保証債務	3,010,000	—	—
その他の 関係 会社	神 姫 バ ス 株 式 会 社	(被所有) 24.1	兼任 3 名	営業用 設備の 賃借等	建物の賃借	239,821	差入保証 金	315,028

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 土地・建物の賃貸借については、地価の変動や近隣の取引実勢に基づき、契約により所定金額を決定しております。
- ② 借入金の利息については、市場金利相場を勘案して決定しております。
- ③ 被保証債務は、金融機関からの設備資金、運転資金の借入額に対して保証依頼しているものであります。
- ④ 取引金額には消費税等を含めておりません。

(2) 子会社

属 性	会社等の名称	議 決 権 等 の所有(被 所有)割合 (%)	関 係 内 容		取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	山陽デリバリー サービス 株 式 会 社	(所 有) 100.0	兼任 4 名	仕入及 び販売 商品の 物流委 託	商品の配送 業務	169,598	—	—
					資金の貸付 資金の回収	282,000 292,000	関係会社 短期貸付金	282,000
					利息の受取	104		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- ① 業務委託取引については、各々の市場相場、仕様条件に基づく契約により、所定金額を決定しております。
- ② 貸付金の利息については、市場金利相場を勘案して決定しております。
- ③ 取引金額には消費税等を含めておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 2,384円16銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 313円09銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2019年4月12日

株式会社 山陽百貨店
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 陽子 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅原 隆 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山陽百貨店の2018年3月1日から2019年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山陽百貨店及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

2019年 4月12日

株式会社 山陽百貨店
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 陽子 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 梅原 隆 印
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山陽百貨店の2018年3月1日から2019年2月28日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年3月1日から2019年2月28日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年4月18日

株式会社 山陽百貨店 監査役会

監査役(常勤) 松岡 勲 ㊟
(社外監査役)

監査役 大野 峰雄 ㊟

監査役 荒木 素直 ㊟

監査役 岩崎 和文 ㊟
(社外監査役)

以上

株 主 総 会 参 考 書 類

議案及び参考事項

第 1 号議案 取締役 7 名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（7 名）は任期満了となりますので、取締役 7 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等	所 有 す る 当社株式の数
1	たかの まさる 高 野 勝 (1949年 2 月 6 日生)	1972年 4 月 株式会社天満屋入社 2001年 5 月 同社常務取締役 2007年 9 月 山陽電気鉄道株式会社特別顧問 2008年 3 月 当社顧問 2008年 5 月 当社代表取締役社長(現任)	3,200株
2	うえかど かずひろ 上 門 一 裕 (1958年 3 月22日生)	1980年 4 月 山陽電気鉄道株式会社入社 2009年 6 月 同社代表取締役社長(現任) 2010年 5 月 当社取締役(現任) 2013年 6 月 神姫バス株式会社取締役(現任)	0株
3	ながお まこと 長 尾 真 (1959年 7 月23日生)	1982年 4 月 神姫バス株式会社入社 2013年 6 月 同社代表取締役社長(現任) 2017年 5 月 当社取締役(現任) 2017年 6 月 山陽電気鉄道株式会社取締役(現任)	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等	所 有 す る 当社株式の数
4	もりもと かずひろ 森 本 一 弘 (1962年11月3日生)	1985年 4 月 山陽電気鉄道株式会社入社 2004年 6 月 株式会社山陽フレンズ代表取締役社長 (現任) 2013年 6 月 山陽電気鉄道株式会社取締役(現任) 経営企画室マネージャー 2013年 7 月 株式会社山陽アド代表取締役社長(現任) 株式会社山陽エージェンシー代表取締 役社長(現任) 2015年 7 月 山陽電気鉄道株式会社取締役経営統括 本部マネージャー 2017年 5 月 当社取締役(現任)	0株
5	やまと りょういち 大 和 良 一 (1958年 8 月31日生)	1981年 4 月 当社入社 2008年 5 月 当社取締役営業統括ゼネラルマネジャー 2013年 3 月 当社取締役営業本部長 2018年 4 月 当社取締役営業統括部長(現任)	1,700株
6	みうら しゅういち 三 浦 修 一 (1965年 1 月1日生)	1988年 4 月 当社入社 2009年 3 月 当社総務ディビジョンマネジャー 2014年 3 月 当社総務統括部長 2018年 5 月 当社取締役業務統括部長(現任)	600株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況等	所 有 す る 当社株式の数
7	※こばやし けんいち 小林 健 一 (1962年 9 月 7 日生)	1986年 4 月 神姫バス株式会社入社 2013年 6 月 同社不動産事業部長(現任) 2017年 6 月 同社取締役(現任)	0株

- (注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。
2. 取締役候補者上門一裕氏は、親会社である山陽電気鉄道株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間に事業用土地・建物賃貸借取引、運転資金の借入に関する金銭消費貸借取引及び物品販売取引等があるほか、当社は同社から債務保証を受けております。
3. 取締役候補者長尾 真氏は、神姫バス株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間に事業用建物賃貸借取引及び物品販売取引等があります。
4. 取締役候補者森本一弘氏は、山陽電気鉄道株式会社の取締役であります。また、同氏は、親会社の子会社である株式会社山陽フレンズ、株式会社山陽アド並びに株式会社山陽エージェンシーの代表取締役社長を兼務し、それぞれ業務を執行しております。当社は、株式会社山陽フレンズとの間に物品販売取引が、株式会社山陽アドとの間に広告料支払取引等が、また、株式会社山陽エージェンシーとの間に保険料支払取引があります。
5. その他候補者と当社の間に特別の利害関係はございません。
6. 小林健一氏は、社外取締役候補者であります。
7. 小林健一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、中立的な立場から当社の経営に有用な助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役荒木素直氏は辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
※ つばた かずお 坪 田 一 夫 (1959年12月9日生)	1982年4月 神姫バス株式会社入社 2007年6月 同社取締役 2011年6月 同社常務取締役(現任) 2016年5月 当社取締役(現任)	0株

(注) 1. ※は、新任監査役候補者であります。

2. 候補者と当社に特別な利害関係はございません。

第3号議案 役員賞与支給の件

第90期の年度末の取締役7名のうち、業務執行取締役3名に対し、当期の業績等を勘案し、役員賞与総額4,113千円を支給したいと存じます。

第4号議案 取締役及び監査役の報酬等の額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬等の額は、1982年5月14日開催の第53回定時株主総会において、取締役については月額1,000万円以内に、監査役については月額200万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、その後の法令改正、経済情勢及び経営環境等の変化を勘案するとともに、報酬制度の機動的な運用を可能とするため、取締役の報酬等の額については、年額9,000万円以内(うち社外取締役の報酬等の額は年額500万円以内)に、監査役の報酬等の額については、年額2,000万円以内に減額改定することとしたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は7名(うち社外取締役1名)、監査役は4名ですが、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、現在と同じく、取締役は7名(うち社外取締役1名)、監査役は4名となります。

以 上

MEMO

MEMO

MEMO

株主総会会場ご案内

株主総会は下記の会場で開催いたしますのでご案内申し上げます。

会 場 兵庫県姫路市西駅前町88番地 キャスパ7階

姫路キャスパホール

T E L (079) 284-5806

※会場へはキャスパエレベーターをご利用ください。

係員がご案内いたします。

(エレベーターは地下2階キャスパ地下駐車場、地下1階、1階、2階からご利用できます。)

所在地図

